

令和8年1月26日開催  
第1回新宿区選挙管理委員会定例会

1 議案

- (1) 議案第 7号 新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 8号 在外選挙人名簿の登録について
- (3) 議案第 9号 選挙人名簿の抹消について
- (4) 議案第10号 選挙人名簿の登録について
- (5) 議案第11号 選挙権を有する者の総数の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数について
- (6) 議案第12号 選挙事務従事者の委嘱について
- (7) 議案第13号 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について
- (8) 議案第14号 期日前投票立会人の選任について
- (9) 議案第15号 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所に入入りし得る者について
- (10) 議案第16号 投票管理者及び同職務代理者の選任について
- (11) 議案第17号 衆議院議員選挙における公営ポスター掲示場の設置場所について

新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に  
関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に  
関する条例の一部改正について

標記の件について、別紙のとおり改正する。

記

(説明)

新宿区選挙管理委員会事務局処務規程第7条第1項の規定に基づき提出するものです。

在外選挙人名簿の登録について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

在外選挙人名簿の登録について

このことについて、下記のとおり登録する。

記

(1) 在外選挙人名簿登録者

登録者数 13名 (男 6名 女 7名)

(説明)

公職選挙法第30条の6第1項の規定に基づき提出するものです。

選挙人名簿の抹消について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

選挙人名簿の抹消について

このことについて、下記のとおり抹消する。

記

(1) 転出後4か月を経過した者

抹消者数 3,334名(男 1,816名 女 1,518名)

(2) 死亡者

抹消者数 425名(男 200名 女 225名)

(3) 誤載者

抹消者数 0名(男 名 女 名)

(4) その他の減

抹消者数 0名(男 名 女 名)

(説明)

公職選挙法第28条の規定に基づき提出するものです。

選挙人名簿の登録について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 斉藤 博

選挙人名簿の登録について

このことについて、下記のとおり登録する。

記

(1) 選挙人名簿登録者

登録者数 3,485名 (男 1,880名 女 1,605名)

(説明)

公職選挙法第22条第1項の規定に基づき提出するものです。

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、  
6 分の 1 の数及び 5 0 分の 1 の数について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 6 日

提出者 新宿区選挙管理委員会

委員長 東 洋志

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、  
6 分の 1 の数及び 5 0 分の 1 の数について

このことについては下記のとおり。

記

- 1 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 9 1, 4 7 0 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 4 5, 7 3 5 人
- 3 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 5, 4 8 9 人

(説明)

選挙人名簿登録者 2 7 4, 4 0 9 人

地方自治法第 74 条、第 76 条他

市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条他の規定に基づき  
提出するものです。

選挙事務従事者の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

選挙事務従事者の委嘱について

このことについて、別紙のとおり決定する。

(説明)

新宿区選挙管理委員会事務局処務規程第7条第1項の規定に基づき提出するものです。

期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におけるこのことについて、別紙一覧のとおり選任する。

(説明)

公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第25条の規定に基づき提出するものです。

期日前投票立会人の選任について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

期日前投票立会人の選任について

このことについて、下記規程に基づき選挙を行う。

(説明)

公職選挙法第48条の2第2項の規定に基づき提出するものです。

衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に  
おける投票所に入入りし得る者について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に  
おける投票所に入入りし得る者について

令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所に入入りし得る者について、下記のとおり決定する。

記

1 投票所に入入りし得る者 17名（別紙一覧のとおり）

（説明）

公職選挙法第58条の規定に基づき提出するものです。

投票管理者及び同職務代理者の選任について

上記の議案を提出する。

令和8年1月26日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におけるこのことについて、別紙のとおり選任する。

(説明)

公職選挙法第37条第1項及び同法施行令第24条第1項の規定に基づき提出するものです。

衆議院議員選挙における公営ポスター掲示場の  
設置場所について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 26 日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 東 洋志

衆議院議員選挙における公営ポスター掲示場の  
設置場所について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙における公営ポスター  
掲示場の設置場所について、別紙のとおり定める。

記

(説明)

公職選挙法第 144 条の 2 の規定に基づき提出するものです。